

## 地域包括支援センターの公正・中立性について

### 1 特定事業者へのサービスの偏りについての基準（案）

地域包括支援センター（指定介護予防支援事業所）が作成した介護予防サービス計画（居宅介護支援事業所へ一部委託分も含む）のうち、介護予防訪問介護、介護予防通所介護又は介護予防福祉用具貸与がサービス提供されている介護予防サービス計画の数をそれぞれ集計し、それぞれのサービスについて、最もその紹介件数の多い法人（以下「紹介率最高法人」という）の介護予防サービス計画数の占める割合が50%を超えた地域包括支援センターに対し、市から事情を聴取し、運営協議会へ報告する。

#### 特定事業者へのサービスの偏りについての判定方法

地域包括支援センターごとに、次の計算式により計算し、 $\frac{\text{介護予防訪問介護にかかる紹介率最高法人の介護予防サービス計画数}}{\text{介護予防訪問介護を位置付けた計画数}}$ 、又は $\frac{\text{介護予防通所介護にかかる紹介率最高法人の介護予防サービス計画数}}{\text{介護予防通所介護を位置付けた計画数}}$ のそれぞれが50%を超えたとき、市から地域包括支援センターへ事情を聴取し、運営協議会へ報告する。

$$\frac{\text{介護予防訪問介護にかかる紹介率最高法人の介護予防サービス計画数}}{\text{介護予防訪問介護を位置付けた計画数}}$$

$$\frac{\text{介護予防通所介護にかかる紹介率最高法人の介護予防サービス計画数}}{\text{介護予防通所介護を位置付けた計画数}}$$

$$\frac{\text{介護予防福祉用具貸与にかかる紹介率最高法人の介護予防サービス計画数}}{\text{介護予防福祉用具貸与を位置付けた計画数}}$$

### 2 サービスの偏りによる正当な理由について（案）

当該担当区域に5事業所未満である場合などサービス事業所が少ない場合

サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合

介護予防訪問介護、介護予防通所介護又は介護予防福祉用具貸与がサービス提供されている介護予防サービス計画数が少ない場合（10件以下）

その他正当な理由がある場合